

吸収分割に係る事後備置書類
(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める書類)

2025 年 4 月 1 日

三菱重工業株式会社
三菱重工航空エンジン株式会社

2025 年 4 月 1 日

三菱重工業株式会社と三菱重工航空エンジン株式会社の吸収分割に関する事項

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号
並びに会社法施行規則第 189 条に定める事後開示事項)

東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号

三菱重工業株式会社

社長 伊藤 栄作

愛知県小牧市大字東田中 1200 番地

三菱重工航空エンジン株式会社

取締役社長 牛田 正紀

三菱重工業株式会社（以下、「承継会社」といいます。）と三菱重工航空エンジン株式会社（以下、「分割会社」といいます。）は、2025 年 1 月 31 日付で締結しました吸収分割契約（以下「本分割契約」といいます。）に基づき、2025 年 4 月 1 日を効力発生日として、吸収分割（以下、「本件吸収分割」といいます。）を実施しました。本件吸収分割に関する会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び第 801 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 189 条に基づく事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 本件吸収分割が効力を生じた日

2025 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過

- (1) 会社法 784 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過
分割会社において、本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。
- (2) 会社法第 785 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過
分割会社において、本件吸収分割は、会社法第 784 条第 2 項に規定する場合に該当するため、会社法第 785 条第 1 項第 2 号の規定により、分割会社の株主には株式買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。
- (3) 会社法第 787 条の規定（新株予約権買取請求）による手続の経過

分割会社においては、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないので、同条に定める新株予約権者に対する通知又は公告は行っておりません。

(4) 会社法第 789 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

本吸収分割における、分割会社から承継会社への債務の承継は、重畳的債務引受の方法により行いましたので、会社法第 789 条の規定による債権者保護手続は実施しておりません。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過、並びに会社法第 797 条及び 799 条の規定による手続の経過

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定（吸収分割をやめることの請求）に係る手続の経過

承継会社において、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当するため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定（反対株主の株式買取請求）による手続の経過

本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項本文に規定する場合に該当することから、同法第 797 条第 1 項但書の規定により、承継会社の株主には株式の買取請求権が認められておらず、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定（債権者の異議）による手続の経過

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項及び第 3 項の規定により、2025 年 2 月 6 日付の官報に公告し、同日付で電子公告を行いました。異議申述期限である 2025 年 3 月 6 日までに異議を申述された債権者はありませんでした。

なお、本電子公告を行ったことから、知れている債権者への各別の催告は省略いたしております。

4. 本件吸収分割により承継会社が分割会社から承継した重要な権利義務に関する事項

承継会社は、本件吸収分割により、効力発生日である 2025 年 4 月 1 日をもって、本分割契約の定めに従い、分割会社が営む防衛省向け航空エンジン等に関する設計、製造、調達、販売及びアフターサービスに係る事業に属する権利義務を承継いたしました。本件吸収分割に伴い、承継会社が分割会社から承継した資産は 49 億円、負債は 6 億円（いずれも暫定値）です。

5. 本件吸収分割の登記をした日

2025 年 4 月 1 日に行う予定です。

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以 上